

年金 1 (問題)

【第 I 部】

問題 1. (1) ~ (6) の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。 (計 26 点)

(1) 確定給付企業年金に関して、次の (ア) ~ (エ) に適切な語句を入力しなさい。 (4 点)

○確定給付企業年金法施行規則

(業務概況の周知)

第八十七条 事業主等（第七号に掲げる事項については第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除き、第八号に掲げる事項についてはリスク分担型企業年金を実施する事業主等に限る。）が法第七十三条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における次に掲げる事項（第二号から第六号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させるものとする。

- 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 五 積立金の額と との比較その他積立金の積立ての概況
- 六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- 七 の概要
- 八 調整率の推移その他調整率に関する事項
- 九 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

2 (略)

3 事業主等が加入者に周知事項を周知させる場合であって、前項各号のいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者であって事業主等が を負っているものにも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。

4 を実施する事業主等は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度一回以上、周知事項を加入者以外の者であって事業主等が を負っているものに周知させるものとする。

(2) 確定拠出年金に関して、次の(ア)～(エ)に適切な語句あるいは数値を入力しなさい。

(4点)

○確定拠出年金法

(事業主掛金の納付)

第二十一条 事業主は、事業主掛金を企業型年金規約で定める日までに〔ア〕に納付するものとする。

2 (略)

(運用の方法の除外に係る同意)

第二十六条 〔イ〕等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下この条において「除外運用方法指図者」という。)(所在が明らかでない者を除く。)の〔ウ〕の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

2 〔イ〕等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から〔エ〕で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。

3、4 (略)

(4) 確定拠出年金に関する次の (ア) ~ (エ) の文章について、下線部分を正しい内容に改めたものを入力しなさい。(4 点)

(ア) 個人型年金において一定の要件のもとで中小事業主掛金を拠出できる中小事業主とは「企業型年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が 500 人未満のもの」をいう。

(イ) 退職一時金制度から企業型年金に移行する場合、企業型年金への移換額の最大額は、以下の①の額から②の額を控除したものである。現在、退職一時金制度以外の退職給付制度は実施していないものとする。

① 移行日において在職する使用人の全員が移行日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

② 上記①に規定する使用人のうち移行日に在職しているものの全員が移行日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

(ウ) 企業型年金の資産管理機関は、企業型年金加入者であった者であって、その個人別管理資産が企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月から起算して 3 ヶ月以内に移換されなかったもの (企業型年金運用指図者を除く。)の個人別管理資産を国民年金基金連合会に移換する。

(エ) 企業型年金の死亡一時金の給付の額は、死亡日以後の企業型年金規約で定める日 (死亡日から起算して 1 年を経過する日までの間に限る。)における個人別管理資産額である。

(5) 公的年金に関する次の(ア)～(ウ)の文章について、～に適切な数値を入力しなさい。また、～に適切な数値を選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。(5点)

(ア) 厚生年金保険では、賞与は労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、月を超える期間ごとに受けるものとされ、賞与を受けた月における標準賞与額の上限は万円となる。

(イ) 2023年4月から導入された「特例的な繰下げみなし増額制度」に基づくと、2017年4月1日以降の65歳に達した日に老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生し、繰下げ受給の申し出をせず72歳に達した日に65歳到達時点の本来の年金(老齢基礎年金および老齢厚生年金の合計額が220万円)を遡って請求した場合は、万円を一括で受け取ることができる。(一万円未満を四捨五入して一万円単位で解答すること。)

(ウ) 2024年度(令和6年度)の老齢基礎年金の改定率は次の通りである。物価変動率が、名目手取り賃金変動率が、マクロ経済スライドによる調整率が▲のため、新規裁定年金は、既裁定年金はとなる。

【(d) から (h) の選択肢】

- (A) 0.1% (B) 0.2% (C) 0.3% (D) 0.4% (E) 0.5% (F) 0.6% (G) 0.7%
(H) 2.7% (I) 2.8% (J) 2.9% (K) 3.0% (L) 3.1% (M) 3.2% (N) 3.3%
(O) 3.4% (P) 3.5%

(6) 次の(ア)～(オ)の文章について、～に適切な数値を入力しなさい。また、およびに適切な語句を選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。
(5点)

(ア) 特定業種退職金共済の退職金は、共済証紙の納付月数が月（建設業退職金共済および死亡の場合は月）以上である者が、他の業種に従事したときや55歳以上で退職したときなどに該当したときに、納付月数に応じて一時金で支給される。

(イ) 中小企業退職金共済の掛金月額の下限は5,000円（パートタイマー等短時間労働者は2,000円）、上限は円である。

(ウ) 2020年4月1日に入社し、2024年4月10日に退職した者に、退職手当等600万円が支払われた。この場合の退職所得の金額は万円となる。なお、役員等の期間はなく、退職一時金制度からの支払いでありこれ以外の退職手当はないものとする。

(エ) 以下の①から④のうち、国からの掛金助成制度があるものをすべて挙げると、である。

【選択肢】

- ① 中小企業退職金共済
- ② 特定業種退職金共済
- ③ 特定退職金共済
- ④ 小規模企業共済

(オ) 以下の①から⑥のうち、退職所得となるものをすべて挙げると、である。

【選択肢】

- ① 確定給付企業年金の障害給付金（一時金）
- ② 引き続き勤務する従業員に対して支払われる確定給付企業年金の制度終了に伴う一時金
- ③ 確定給付企業年金の給付減額に当たり希望する退職後の年金受給権者に対して、最低積立基準額の全部を一時金として支給する場合の一時金
- ④ 引き続き勤務する従業員に対する退職一時金のうち、労働協約等を改正して定年を延長した場合において、定年延長前に入社し旧定年に達した従業員に対し旧定年に達する前の勤続期間に係る退職一時金で、その支払をすることにつき相当の理由があると認められるもので、その退職一時金が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その退職一時金の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるもの
- ⑤ 退職に伴い支給される企業型年金の脱退一時金
- ⑥ 個人型年金の老齢給付金（一時金）

問題 2. (1) ~ (5) の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。

(計 24 点)

(1) 確定給付企業年金に関し、次の (ア) ~ (エ) の設問に解答しなさい。

(10 点)

(ア) 確定給付企業年金法第 55 条第 2 項に「加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。」とあるが、この政令で定める基準について確定給付企業年金法施行令第 35 条に定められているものを 4 つ簡潔に入力しなさい。

(300 字以内)

(イ) 年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから 5 年を経過する日までの間において、年金として支給する老齢給付金の受給権者に厚生労働省で定める特別の事情がある場合に老齢給付金を一時金として支給できるが、この特別の事情について確定給付企業年金法施行規則第 30 条に定められているものを 4 つ簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(ウ) 確定給付企業年金の規約の変更において厚生労働大臣の承認・認可を受ける必要のない軽微な変更として、確定給付企業年金法第 4 条第 5 号に掲げる事項に係る変更のうち軽微な変更がある。給付の額を減額する場合は当該軽微な変更該当しないが、2024 年 (令和 6 年) 12 月 1 日以降、当該軽微な変更該当しないとされる場合が追加された。当該追加された内容について簡潔に入力しなさい。なお、解答にあたっては通知『確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について (法令解釈)』第 1 の 3 の内容も踏まえて記載すること。(250 字以内)

(エ) 確定給付企業年金法第 41 条第 2 項第 2 号に係る脱退一時金 (老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たすものに支給するもの) を受けるための要件を規約に定める場合にあつて、満たすべき要件として確定給付企業年金法施行令第 27 条第 1 項に定められているものを 3 つ簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(2) 確定拠出年金に関し、次の(ア)～(ウ)の設問に解答しなさい。

(6 点)

- (ア) 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」として、「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者とすることが可能である。当該「一定の年齢」を60歳より低い年齢とすることはできないものとされているが、この例外として、通知『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）』第1の1（1）③に定められている内容（例外を設ける理由を含む。）を簡潔に入力しなさい。（250字以内）
- (イ) 企業型年金加入者掛金の額は、例外を除いては、企業型掛金拠出単位期間につき1回限り変更することができるものとされている。2024年（令和6年）12月1日以降、この例外の内容が一部追加された。追加された内容を簡潔に入力しなさい。（250字以内）
- (ウ) 指定運用方法を選定し企業型年金加入者に提示する場合、運用指図権に関する加入者保護を徹底し受託者責任を果たす観点から、確定拠出年金運営管理機関等が企業型年金加入者に対して講ずることが望ましい措置として通知『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）』第4の2（4）②に定められている内容を2つ簡潔に入力しなさい。（250字以内）

(3) 公的年金に関し、次の(ア)、(イ)の設問に解答しなさい。

(4 点)

- (ア) 平成 16 年年金制度改革で枠組みが定められた公的年金の給付と財源の関係について、簡潔に入力しなさい。なお、「保険料」「国庫負担」「マクロ経済スライド」「所得代替率」をすべて用いること。(300 字以内)
- (イ) 国民年金においては、本人の申し出により 60 歳以上の者も加入することができる(任意加入制度)。この任意加入の対象となる者はどのような者が簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(4) 国民年金基金制度に関し、次の設問に解答しなさい。

(2 点)

国民年金基金では掛金の上限額は 68,000 円とされているが、国民年金の保険料を免除されていた者について掛金の額の上限が増加する特例がある。当該特例の適用条件、適用期間および掛金の上限額について簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(5) 税制に関し、次の(ア)、(イ)の設問に解答しなさい。

(2点)

(ア) 確定給付企業年金と確定拠出年金(企業型)の各制度の拠出段階における加入者掛金に適用される税制の違いを簡潔に入力しなさい。(50字以内)

(イ) 国民年金基金制度の遺族一時金と確定拠出年金(個人型)の死亡一時金の給付段階における税制の違いを簡潔に入力しなさい。(50字以内)

【第Ⅱ部】

問題 3. 次の(1)～(5)の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。

(計 10 点)

<前提>

- ① A社は単独(実施事業所は1つ)でリスク分担型企业年金を実施している。加入者は職種Bと職種Cに分かれており、いずれも最終給与比例制度である。
- ② 今般、職種Bは一律5%、職種Cは一律1%、基準給与・標準給与ともに増額することとなり、2025年4月1日を施行日として給与に関する規約変更を行う予定である。
- ③ 変更前後ともに、リスク分担型企业年金掛金のうち標準掛金部分は給与比例、リスク対応掛金部分は固定額で拠出するものとし、標準掛金部分およびリスク対応掛金部分以外は拠出しないものとする。
- ④ 受給権者はいない。
- ⑤ 今回の変更の際して、財政再計算を実施し、他制度掛金相当額の算定を行っている。
- ⑥ A社は企業型年金も実施しており、企業型年金の拠出限度額に関する経過措置(※)を適用している。リスク分担型企业年金と企業型年金以外に企業年金は実施していない。
(※)「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)」附則に定める企業型年金の拠出限度額に関する経過措置
- ⑦ 財政状況等は次のページの表の通りである。なお、変更前の調整率は1.0である。また、確定給付企業年金法施行規則第64条の規定による掛金の拠出はないものとする。変更前後で加入時給与以外の基礎率は見直しておらず、給付の額の減額判定には表の数値を用いるものとする。

(他制度掛金相当額以外の単位は百万円)

	変更前		変更後	
	職種 B	職種 C	職種 B	職種 C
調整前給付額の通常予測給付現価(将来加入者)	600	800	630	808
調整前給付額の通常予測給付現価(現在加入者)	1,000	1,200	1,050	1,212
リスク分担型企業年金掛金のうち標準掛金部分の収入現価(将来加入者)	600	800	630	808
リスク分担型企業年金掛金のうち標準掛金部分の収入現価(現在加入者)	500	500	525	505
リスク分担型企業年金掛金のうちリスク対応掛金部分の収入現価	300		300	
財政悪化リスク相当額	800		820	
積立金	1,300		1,300	
最低積立基準額	600	700	(a)	(b)
他制度掛金相当額(端数処理前)	25,821 円	28,432 円	27,112 円	28,716 円

(1) (a)、(b) それぞれの金額を入力しなさい。百万円未満を四捨五入して百万円単位で解答すること。

(2 点)

(2) 「通常予測給付現価・最低積立基準額の減少」「リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更またはその逆の変更」以外のリスク分担型企業年金における制度変更に特有の給付減額条件として、通知『確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』に規定されている内容を簡潔に入力しなさい。(500 字以内)

(2 点)

(3) この給付設計変更は給付の額の減額に該当するが、その理由と減額対象者を簡潔に入力しなさい。解答にあたっては、通常予測給付現価の変動、最低積立基準額の変動および(2)の給付減額条件に用いる額の変動それぞれについて具体的な数値を記載すること。(500 字以内)

(2 点)

(4) 給付の額の減額を回避するための方策について簡潔に入力しなさい。(500 字以内)

(2 点)

(5) 変更後の企業型年金の拠出限度額(月額)を職種 B、C それぞれについて入力しなさい。

(2 点)

問題 4. (1)、(2) の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。

(計 40 点)

(1) 企業型年金の拠出限度額（月額）は最大で 55,000 円であるが、当該水準は 2014 年 10 月以降変更されていない。当該 55,000 円の水準や企業型年金の拠出限度額の設定方法について、どうあるべきか所見を入力しなさい。なお、他制度掛金相当額に触れる場合は、その算定方法にかかる事項については、対象外とする。(2,500 字以内)

(20 点)

(2) 公的年金制度には国民年金と厚生年金があり、国民年金に加入した者には基礎年金が給付され、厚生年金に加入した者には基礎年金のほか報酬比例年金が給付される。基礎年金と報酬比例年金の構造および役割について、次の(ア)、(イ)の各問に解答しなさい。

(20 点)

(ア) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、基礎年金と報酬比例年金それぞれに適用されるが、両者の間で、調整が終了するまでの期間(以下「調整期間」という。)は必ずしも一致せず、基礎年金の方が調整期間が長期化する傾向にあることが確認されている。マクロ経済スライドによる給付水準の調整期間が基礎年金と報酬比例年金とで異なる制度上の要因および基礎年金の方が調整期間が長期化する要因を簡潔に入力しなさい。(500 字以内)

(イ) 公的年金は、社会全体で高齢者等の生活を支える制度である。昨今の働き方の多様化に伴い、フリーランス・非正規雇用者が増加している中で、基礎年金の調整期間の長期化によりどのような問題が発生し、それに対してどのような方策を講じるべきかに関して、具体的な内容とその理由について所見を入力しなさい。なお、国民年金に加入した者には基礎年金が給付され、厚生年金に加入した者には基礎年金のほか報酬比例年金が給付される構造であることおよび保険料方式であることの現行の枠組みは、変更しないものとする。(2,500 字以内)

以上

年金 1 (解答例)

【第 I 部】

問題 1.

(1)

(ア)	責任準備金の額及び最低積立基準額	(イ)	基本方針
(ウ)	給付の支給に関する義務	(エ)	リスク分担型企業年金

(2)

(ア)	資産管理機関	(イ)	企業型運用関連運営管理機関
(ウ)	三分の二以上	(エ)	三週間以上

(3)

(ア)	端数処理を行う場合は、「給付額算定用加入者期間」(当該端数処理後)は「加入者期間」(当該端数処理後)を上回ることは差し支えない。		
(イ)	半数以上		
(ウ)	老齢給付金、脱退一時金および遺族給付金		
(エ)	⑤		

(4)

(ア)	企業型年金および確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が 300 人以下のもの		
(イ)	移行日の前日において在職する使用人の全員が移行日の前日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日の前日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額		
(ウ)	企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 ヶ月以内		
(エ)	請求日以後の企業型年金規約で定める日(請求日から起算して 3 月を経過する日までの間に限る。)における個人別管理資産額		

(5)

(ア)	(a)	3
	(b)	150
(イ)	(c)	1,285
(ウ)	(d)	M
	(e)	L
	(f)	D
	(g)	H
	(h)	H

(6)

(ア)	(a)	2 4
	(b)	1 2
(イ)	(c)	30,000
(ウ)	(d)	250
(エ)	(e)	①、②
(オ)	(f)	③、④、⑥

問題 2.

(1) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

(ア)

- ・加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る確定給付企業年金法第五十五条第一項に規定する掛金の額の二分の一を超えないこと。
- ・加入者が掛金を負担することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の同意を得ること。
- ・掛金を負担している加入者が当該掛金を負担しないことを申し出た場合にあつては、当該掛金を負担しないものとする。
- ・掛金を負担していた加入者であつて前二号のいずれかの規定により掛金を負担しないこととなつたものが当該掛金を再び負担することができるものでないこと（規約の変更によりその者が負担する掛金の額が減少することとなる場合を除く。）。

(イ)

- ・受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ・受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- ・受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
- ・その他前三号に準ずる事情

(ウ)

規約の変更が効力を有することとなる日前の期間に係る給付の額の増額（当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合に限る。）に該当する場合
なお、当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合とは、当該給付の額が増額されることとなる加入者等が企業型年金加入者である場合をいう。

(エ)

- ①当該加入者が老齢給付金の受給権者となつたときに支給する老齢給付金の全部又は一部に代えて支給するものであること。
- ②当該老齢給付金に保証期間が定められていること。
- ③当該加入者の選択により当該脱退一時金の全部の支給の繰下げができるものであること。

(2) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

(ア)

企業型年金の開始時又は企業型年金加入者の資格取得日に50歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせずに、当該一定の年齢未満の従業員のみを企業型年金加入者とすることはできる。

(イ)

- ・他制度掛金相当額が引き上がることにより、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額が拠出限度額を超えることとなる場合に、当該合計額が拠出限度額を超えないように企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合
- ・各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられる場合又は他制度掛金相当額が引き下がる場合に、当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を引き上げる場合

(ウ)

- ①加入者から指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされる旨を理解したことの確認を得ること。
- ②指定運用方法の運用の結果（利益・損失）について、その責任は加入者本人に帰属することに加え、元本確保型の運用の方法などが指定運用方法に選定されている場合には、より収益を上げる投資機会を逃す可能性があることや、インフレになれば実質的な購買力を確保できない可能性があることについても、加入者へ情報を提供すること。

(3) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

(ア)

財源としては、保険料水準は固定され、基礎年金の国庫負担割合が 1/2、また積立金が活用される。財源が固定される中で、少子高齢化が進行しても給付を賄えるよう、長期的に財政収支を均衡させていくために、マクロ経済スライドによる年金の実質価値の引き下げが行われる。ただし、次回の財政検証までに所得代替率が 50%を下回ると見込まれる場合には、調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとされている。

(イ)

- ①日本国内に住所を有する（または外国に居住するが日本国籍を持っている）、60 歳以上 65 歳未満の者（年金の資格期間を満たしていない場合は 70 歳未満の者まで）
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない者
- ③20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の者
- ④現在、厚生年金保険に加入していない者

(4) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

・適用条件

加入員が保険料免除期間における保険料の全部の追納を行った場合又は当該保険料の全部につき追納を行った国民年金の被保険者が加入員となった場合

・適用期間および上限額

追納した期間（5 年間で上限）につき、各月 102,000 円が上限額となる

(5) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

(ア)

確定給付企業年金は生命保険料控除、確定拠出年金（企業型）は小規模企業共済等掛金控除

(イ)

国民年金基金制度は非課税、確定拠出年金（個人型）は相続税課税

【第Ⅱ部】

問題 3.

以下に挙げた答案例以外の観点からの記述が考えられるため、あくまで合格レベルの一答案例として参考にされたい。（必ずしも解答例の内容を全て挙げる必要はない）

(1)

(a) 613、(b) 687

リスク分担型企業年金であり、本変更では制度全体の最低積立基準額が変動しないことに留意する。

(a) $630 \times 1,300 \div 1,337 = 613$ (百万円)

(b) $707 \times 1,300 \div 1,337 = 687$ (百万円)

(2) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

リスク分担型企業年金における制度変更（確定給付企業年金法施行規則第5条第1号に規定するリスク分担型企業年金統合等変更および確定給付企業年金法施行規則第12条第1号に規定するリスク分担型企業年金基金合併等変更を含む。）であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額（確定給付企業年金法施行規則第64条の規定により掛金を拠出する場合にあっては、当該拠出する額を含めるものとする。）から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する場合（通常予測給付現価又は最低積立基準額の減少に該当する場合を除く。）

この場合において、一部の加入者又は受給権者等に係る積立金の額、リスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額および財政悪化リスク相当額の算定については、通常予測給付現価により按分したものをを用いること。

(3) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

- ・制度変更前後ともに財政均衡状態にあり調整率は1.0である。通常予測給付現価は職種B、Cともに減少しない。（職種B：変更前1,000→変更後1,050、職種C：変更前1,200→変更後1,212）
- ・最低積立基準額は職種Bは減少しないが、職種Cについて減少する。（(1)より、職種B：変更前600→変更後613、職種C：変更前700→変更後687）
- ・「積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額」（(2)の給付減額条件に用いる額）は制度全体で3,600から3,658へ増加するが、職種B、Cについて通常予測給付現価により按分（(2)の一部の加入者に係る額の算定方法）すると、
変更前職種B： $3,600 \times 1,000 / 3,600 = 1,000$ 、変更前職種C： $3,600 \times 1,200 / 3,600 = 1,200$
変更後職種B： $3,658 \times 1,050 / 3,700 = 1,038$ 、変更後職種C： $3,658 \times 1,212 / 3,700 = 1,198$
となり、職種Cは減少する。

- ・以上より、職種Bは減額でないが、職種Cが減額となる。

(4) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を5年程度保証する経過措置を設けるとともに、職種Cの「積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額」が減少しないようリスク分担型企業年金掛金のうちリスク対応掛金部分を増額する。

具体的には、リスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価の増額分を x とすると

$$(3,658 + x) \times 1,212 / 3,700 \geq 3,600 \times 1,200 / 3,600$$

すなわち $x \geq 5.366\cdots$ (百万円)

であり、 $5.366\cdots$ (百万円) だけリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価のうちリスク対応掛金の予想額の現価が増加するようにすればよい。なお、「財政悪化リスク相当額+通常予測給付現価 - (積立金の額+リスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価)」に収まっており追加拠出可能である。

(5)

職種B : 28,000 円、職種C : 26,000 円

給与の変更であり、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更に該当する。当該事項のみの変更による財政再計算の要否は次の通り。職種Bについて端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動 ($27,112 - 25,821 = 1,291$ 円) することから、確定給付企業年金法施行規則第50条第4号の「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」には該当しない。このため、財政再計算が必要であり、企業型年金の拠出限度額の経過措置は終了する。経過措置は実施事業所単位であるため、職種Cについても経過措置は終了する。変更後の他制度掛金相当額 (端数処理後) は「職種B : 27,000 円、職種C : 29,000 円」であり、55,000 円からこれらを控除した「職種 : B : 28,000 円、職種C : 26,000 円」が企業型年金の拠出限度額 (月額) となる。

問題 4.

(1) 解答例

下記答案例は幅広く論点を記載しており、その全てを求めるものではなく、構成も一例に過ぎない。その他にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまで参考としてほしい。(以下、確定給付企業年金をDB、確定拠出年金をDCと表記する。)

財政検証レポートからも分かるように、公的年金は今後スリム化していくことが見込まれており、DCのような私的年金による資産形成の重要性が高まってきている。2024年12月の改正により他制度掛金相当額の考え方が導入され、これまで企業型年金の拠出限度額の算定に当たって一律27,500円で評価されていたDB等の他制度の掛金相当額を、加入している制度の給付水準に応じたものとするすることで、企業型年金の拠出限度額について公平性が一定程度改善された。これにより多くの者は拠出限度額が引き上がり、老後の所得確保につながったと考えられる。

他方で、企業型年金の拠出限度額の算定に用いる上限額である月額55,000円は、DC法施行時の厚生年金基金の水準を基に以下の通り設定された(会社員の約9割をカバーする月収に、代行部分を賄うために必要な免除保険料率およびマクロ経済スライドを勘案した望ましい上乗せ水準を乗じた)ものであるが、この水準は約10年間見直されていない。

月額65万円(大多数をカバーする水準)×3.8%(免除保険料率)×2.23(望ましい上乗せ水準)

昨今の物価上昇や公的年金の給付水準の低下を踏まえ、設定方法の見直しと水準の拡大等を図ることで、DCの普及と活用がさらに促進され、DC法の目的でもある国民の生活の安定に一層寄与するものとする。以下でそのことについて所見を述べる。

1. 月額55,000円の水準の引き上げの必要性

55,000円の水準は社会経済情勢に照らして過去に何度か見直されてきたものの、引上げタイミングの不透明性や引上げ額の妥当性については課題が残っていると考える。

(a) 物価上昇への対応

現行の55,000円という拠出限度額は2014年以降変更されていないが、近年の物価上昇に伴い実質価値が減少しており、老後の十分な所得確保が難しくなっている。また、賃金上昇に伴って事業主掛金が限度額に抵触するケースも増加する可能性がある。そこで、公的年金のように物価や賃金に応じて限度額が自動的に調整される仕組みを導入してはどうか。ただしこの場合は、事務負担も踏まえて、再算定頻度は5年に一度程度とするなどの配慮が必要である。

(b) 公的年金給付水準の低下への対応

マクロ経済スライドの発動により、公的年金の所得代替率が今後低下する見通しである。社会保障制度として十分な機能を果たすためには、私的年金の水準は公的年金の水準を考慮することが必要不可欠であり、拠出限度額は公的年金と組み合わせで一定の所得水準を確保できる前提で設定されるべきである。公的年金のスリム化を踏まえれば、限度額も引き上げ、私的年金の補完的な役割を強化すべきであると考えられる。

2. 設計方法・施策の具体案

仮に上限である 55,000 円を 38 年間毎月拠出した場合の合計額は、元本のみで 2,508 万円となる。これに長期投資による運用益を加味すれば十分老後の所得確保に資すると考えられるが、現実には限度額を満額利用できていない者や DC に加入していない者も多く存在する。DC の効用を十分に発揮・享受するためにも、持続的な設計とし、以下の施策を新たに導入してはどうか。

(a) 厚生年金基金ベースの考え方からの脱却

冒頭で触れたように、拠出限度額は厚生年金基金の水準をベースに設定されている。しかし厚生年金基金はいわゆる健全化法により縮小していく制度であり、考え方のベースが厚生年金基金のままでは将来的に存在しない制度に基づくことになり水準の妥当性が危ぶまれる可能性がある。そこで、私的年金は公的年金を補完するものであるという考えに基づき、拠出限度額のベースは公的年金とするのが自然と考える。具体的には、拠出限度額という意味で上限を意識して、「ゆとりある老後生活」を送るために必要な年金額とモデル年金額の差額を財政検証毎に算定し、当該上乗せ額をベースに拠出限度額を算定してはどうか。これであれば上記 1. も同時に実現することができる。

(b) 生涯拠出限度額の設定

現行は年単位で拠出限度額が設定されているため、所得が低い若年層では十分に拠出できず積み残しができる可能性がある。非課税枠の使い残しを解消するために、前年以前の拠出限度額の未使用分を繰越したり、新 N I S A のように個人ごとに生涯拠出限度額を設ける方法もある。これにより、若年層で資金的余裕がなかった場合でも後年に補填することが可能になる。加えて、ライフプランにあわせて拠出のメリハリをつけることができるため、制度としての柔軟性が向上する。

(c) キャッチアップ拠出の導入

また、50 歳代になって老後が近づき資産形成の重要性を意識し始めたときには、限度額が小さくて十分な積み上げができないといった問題点があると考えられる。そこで、米国のようなキャッチアップ制度、具体的には、50 歳以降に既存の限度額とは別枠で拠出枠を設ける仕組みを導入してはどうか。ただし、海外で導入している仕組みをそのまま日本でも導入するのではなく、日本と海外での私的年金の立ち位置の違いや成立の背景等にも留意する必要がある。生涯拠出限度額の設定が難しい場合は、個人管理の負荷が比較的小さいキャッチアップ拠出の導入から対応するのが得策であろう。

(d) 企業型年金加入者掛金の制約撤廃

現行の DC 法令では、企業型年金加入者掛金額が事業主掛金額を上回ってはいけない要件がある。この制約により、事業主掛金額が低い場合は拠出可能な企業型年金加入者掛金額も低くなり、老後の十分な所得確保を行えない可能性がある。この場合、企業型年金加入者掛金を拠出するのではなく個人型年金に加入することも考えられるが、管理手数料が個人負担であることや口座管理が煩雑になるため、企業型年金の枠を利用した効率的な資産形成が望ましいと考える。そこで、この制約を撤廃してはどうか。これにより、拠出限度額を最大限活用することができ、企業型年金の利便性が高まる。ただし、制約を撤廃する際は、掛金の拠出が加入者に転嫁されてしまい企業年金への上乗せという趣旨から逸脱することがないように、

事業主に改正の趣旨を丁寧に説明する必要がある。

(e) 助成金の導入

拠出限度額の設定方法を見直すことにより拠出可能な額が増加したとしても、中小企業の従業員など、そもそも給与・退職金水準が低い場合には恩恵がなく、高所得者優遇の見直しになってしまう。そこで、見直しにより高所得者が受けるメリットと同様の効果が得られるように、中小企業向けの助成金として導入してはどうか。例えば、現在の中小企業退職金共済のような、新規加入掛金や掛金増額に対して一定期間の掛金上乘せを行うことが考えられる。この施策によりDCが普及することで、従業員の資産運用に対する意識が高まり、眠っている家計の現預金が投資に向けられるなど、政府が主導する資産所得倍増プランにもつながるものとなる。なお、助成金を個人型年金ではなく中小企業向けの企業型年金に導入することにより、所得に余裕がない者や資産運用の意識がない者にもDCを普及させる効果があると考えられる。

(2) 解答例

下記答案例は幅広く論点を記載しており、その全てを求めるものではなく、構成も一例に過ぎない。その他にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまで参考としてほしい。

(ア)

＜基礎年金と報酬比例年金の調整期間が異なる制度上の要因＞

- ・ 財政単位の異なる国民年金と厚生年金の双方において、それぞれ財政が均衡するまでスライド調整が行われる。
- ・ まず、国民年金の長期的な財政が均衡するように基礎年金の調整期間を決定する。
- ・ 決定された基礎年金の給付水準を踏まえて、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例年金の給付水準調整期間を決定する。

＜基礎年金の調整期間が報酬比例年金の調整期間より長期化する要因＞

① 年金額改定ルールと国民年金保険料改定ルールによる要因

令和 2 年度までの年金額改定ルールでは、名目賃金変動率がマイナスかつ物価変動率を下回る場合、年金額は物価変動までしかマイナス改定されない（物価変動率がプラスの場合は改定しない）仕組みであった。これにより、過去、名目賃金変動率がマイナスかつ物価変動率を下回る状況下において、以下の影響により報酬比例年金に比べて基礎年金の財政が悪化した。

- 報酬比例年金、基礎年金ともに（マイナスの）物価変動率による給付額の低下は共通しているが、報酬比例年金では年金額の算定基礎となる賃金の減少によっても将来の給付額が低下する一方、基礎年金では定額制であるために報酬比例年金のような将来期間分の給付額の低下がないこと。
- 国民年金勘定において、支出である基礎年金拠出金は、基礎年金給付費を人数割したものであり、（マイナスの）物価変動率までしか影響を受けないのに対し、収入である国民年金保険料は（物価変動率よりマイナス幅の大きい）名目賃金変動率に基づき改定されるため、収支が悪化した。

② 財政構造による要因

国民年金と厚生年金の勘定から拠出される「基礎年金拠出金」は、各勘定の保険料収入と積立金を活用して支出される。上述の要因により国民年金勘定の財政が悪化したことから、収支均衡を保つために基礎年金の調整期間が長期化した。

これに伴い、国民年金勘定からの基礎年金拠出金だけでなく、厚生年金勘定からの基礎年金拠出金も減少する。この結果、厚生年金勘定では 1 階部分の基礎年金に充てる財源が減り、2 階部分の報酬比例年金に回せる財源が相対的に増加する。このため、報酬比例年金の調整期間は短縮される。

(イ)

<基礎年金の調整期間の長期化により発生する問題点>

自営業者やフリーランス・非正規雇用者で厚生年金が適用されない者を対象とする国民年金第一号被保険者に対する老齢期の給付は基礎年金のみである。したがって、自営業やフリーランス・非正規雇用を中心とするライフコースの場合、老後の所得保障として基礎年金が重要な役割を果たすことになる。自営業者やフリーランス・非正規雇用者は被用者に比べて老後の勤労所得が不安定な一面があり、昨今人数も増加傾向にあることから基礎年金の給付水準の重要度はより高いものとなる。

また、被用者中心のライフコースの場合でも、失業期間や子育て中の離職期間など厚生年金が適用されない期間に加入できる公的年金は国民年金のみであり、そうした期間が長いほど公的年金に占める基礎年金の割合が高まる。

基礎年金の調整期間が長期化にすることで基礎年金の給付水準が低下することになる。上記のように、ライフコースによって基礎年金の給付水準の重要性は多様であり、基礎年金の給付水準の低下は、老後の所得保障が十分でない者を生じさせる懸念がある。

その他、1階部分の基礎年金の2分の1には国庫負担が設定されており、高所得者ほど高い税負担を行うことで所得の再分配機能を有していると言える。基礎年金の給付水準が低下すればこうした所得再分配の機能が現状よりも意図せず低下することになる。

同様に厚生年金では、報酬に応じた保険料を負担し、報酬によらず定額の基礎年金を受給する仕組みを通じて所得の再分配が行われているが、基礎年金の給付水準が低下するとこの機能が現状より低下する。

■講じるべき方策

<調整期間の決定方法の見直し>

報酬比例年金と基礎年金の財政を一体でとらえ、調整期間を一致させる仕組みを導入することが考えられる。基礎年金の水準が国民年金の財政状況のみに依存して決まる現行の仕組みを変更することで、公的年金全体の財政により基礎年金の水準が決まることとなり、全国民共通の基礎年金という制度に沿った仕組みになる。

調整期間を一致することで、報酬比例年金は現行より給付水準が低下することになるが、基礎年金部分の給付水準の低下は抑制されることになる。これにより、厚生年金の所得再分配機能の低下を防ぐとともに、基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止により、給付原資の全体の縮小を防ぎ、ほぼ全ての層で年金水準の低下を防ぐことになる。

<基礎年金拠出金の算定方法の見直し>

国民年金および厚生年金からの基礎年金拠出金の額は、被保険者数の割合に応じて算定されている。基礎年金拠出金は、保険料に加えてそれぞれの積立金を活用して拠出されており、積立金で賄う部分についても、現行の人数割が適切かという点に課題がある。国民年金と厚生年金の間で加入者が移動したとしても積立金は移管されないため、それぞれの積立金は必ずしも現在の被保険者が積み立てたものではない。一律人数割ではなく、国民年金勘定および厚生年金勘定の積立金を踏まえた算定方法を導入することで、各勘定の財政状況を勘案し

たより公平な基礎年金拠出金の負担が実現できるものとする。

<国民年金の被保険者期間の延長>

昨今の平均余命と就労期間の延伸を踏まえ、国民年金の被保険者期間を現行の 40 年（20 歳以上 60 歳未満）から 45 年（20 歳以上 65 歳未満）に延長することが考えられる。基礎年金の拠出期間の延長を行うことで、基礎年金給付の満額が増加し高齢期の所得保障をより充実したものとすることができる。ただし、増加する 5 年分の給付に対しても国庫負担を設定する場合、その財源をどのように確保するかが課題となり慎重な議論が必要となる。また、延長期間の国民年金保険料負担増加について、被保険者の理解を得るため、被保険者に対しては保険料の負担増加だけでなく給付水準の増加について丁寧に説明をする必要がある。これらの対応のため、国庫負担を設定せずに延長期間の給付水準を半分とし、拠出期間を延長する可否を個人で選択できる仕組みとすることも考えられる。

<被用者年金保険の適用拡大>

就労形態が多様化する中で、働き方による不公平が生じない制度の実現が求められている。このため、2024 年 10 月に企業規模要件が拡大したが、今後、企業規模要件の撤廃や短時間労働者への適用も含めた更なる適用拡大を図ることが必要と考える。

被用者年金の適用拡大は、働き方に中立な制度の実現とともに、国民年金・厚生年金の財政改善にも影響がある。被用者年金の適用拡大により第 1 号被保険者、第 3 号被保険者が減少し、第 2 号被保険者が増加することになる。第 1 号被保険者の減少は、国民年金において被保険者 1 人あたりの積立金を増加させ、国民年金の財政を改善し、基礎年金の調整期間短縮につながる。また厚生年金においても、第 3 号被保険者が減少し第 2 号被保険者となることで保険料収入が増加し財政が改善することとなる。また、厚生年金に加入することで、報酬比例年金を受け取ることができるため低年金の解消にもつながる。

一方で、被用者年金の拡大にあたっては、保険料負担が増加する事業主側への配慮や、就労調整を行っている者に対する将来の給付に関する正しい理解の促進が必要である。

以上